



ふるさと散歩 多摩の植物

ヒサカキ

山地、丘陵地に生える常緑低木で、高さは3〜7メートルになる。この地方の丘陵にはとくに多い。神前に神主さんがよくサカキを供えるが、多摩地方などではサカキはごく稀にしかないので、ふつう神主さんたちがそなえるのはこのヒサカキである。

ヒサカキの名はサカキに似て小さいのでヒメサカキ。サカキに似てはいるが違うので非サカキから来ている名ではないかという。葉はサカキよりずっと小型で、ふちにはこまかいギザギザがある。花期は2〜4月、花のつけねに淡いクリーム色の花をびっしりつけ。

この木は雌雄で別々の花、雌木では雌花、雄木では雄花を咲かせる。以前からその花のにおいがよく話題となる。

ぬかみそのにおい、生（なま）ものが腐敗したようなにおい、都市ガスがもれたようなにおいなどといわれていた。だいぶ以前のことだが八王子市本郷町で夜、ガス漏れの情報が流れた。消防自動車、パトカーが集まり、ちよつとした騒ぎとなった。夜中の3時ごろ、犯人がわかった。人家の庭に植えられたヒサカキの花のにおいだったのである。当時、この花をガス花といっていた人もあったが、一応一件落着だった。

写真・資料提供 菱山忠三郎氏



《今月の笑顔》



株式会社アトラス広告社

こんどう
近藤ななさん

- ❄️ 2022年度税制改正大綱
「電子取引に関する電子帳簿保存法は2年間の有期措置、
『交際費課税の特例』は延長されて従来どおり」
- ❄️ 「2022年 新春・会員の集い」を開催
- ❄️ タックスコーナー
「ご自宅からの確定申告をお願いします！」
- ❄️ 八王子市からのお知らせ
「人材確保にお悩みの中小企業の方へ」





2022年 新春・会員の集い



気持ちを新たに新年の活動をスタート



年頭あいさつを行う清宮会長



新年にあたっての祝辞を述べる八王子税務署・中山署長

2022年「新春・会員の集い」が、1月6日、八王子税務署から中山署長、佐々木副署長をはじめとするご来賓をお迎えし、約120の会員が集う中、八王子エルシィで開催されました。

新春講演会に引き続き開催された賀詞交歓会は、感染拡大防止に配慮し、従来とは大きく異なる形で進行。清宮会長の年頭あいさつ、中山署長のご祝辞をはじめ、新春を寿ぐ式典のみで構成され、約30分で終了しました。式典終了後には、税務署幹部と出席会員との名刺交換の時間を用意。懇親会ができない中であつ

ても、会員が署長、副署長と直接、言葉を交わす機会が設けられました。

いっぽう、会長、副会長は、名刺を手に会場出口に整列。新年のあいさつを交わしながら、また、時には名刺を交換しながら、出席者ひとり一人をお見送りさせていただきました。

社会的な制約がある中、限られた時間での開催ではありましたが、「いま、許される方法で、できる限りの交流を図りたい」という思いに沿って、和やかな空気の漂う賀詞交歓会となりました。

「納税表彰受表彰者」と「新入会企業」を壇上でご紹介しました



清宮会長から記念品を贈られた神田副会長(右)

中山署長からの祝辞に続き、壇上では昨年の納税表彰受表彰者が披露されました。東京国税局長表彰に輝いた神田副会長をはじめ、八王子税務署長表彰、同感謝状、都税事務所長表彰を受けられた方々に対し、清宮会長から記念品が贈られました。

また、昨年4月以降に入会され、この日出席した2社が紹介され、壇上にて自己紹介をしていただきました。

※納税表彰受表彰者は、2021年12月号NO493に掲載しています。



八王子税務署長表彰、八王子税務署長感謝状を受けた方々が披露されました



壇上では2社の新入会員紹介がありました
(株)オー・エヌ 大西大助氏/(同)ちとせ工房 橋本歳司氏



年始の多忙な中での出席に感謝を込め、会長、副会長が整列し、会員の皆さまをお見送りしました

新春講演会には中村智彦氏(神戸国際大学教授)が登壇



賀詞交歓会に先立って開催された新春講演会は、神戸国際大学経済学部教授の中村智彦氏を講師に迎え開催されました。

演題は「新型コロナ時代に生き残る中小企業の条件」。中小企業論と地域経済論を専門分野とし、自治体等が進める地域振興のプロジェクトに数多く参画してきた経験をもとに約1時間30分にわたり、お話しいただきました。リモートでの聴講を含む約120名が出席しました。



コロナ禍における感染症対策のため

ご自宅からの確定申告 をお願いします！



作成から送信までスマホ・パソコンから かんたん！便利！ネットでe-Tax！

パソコンからe-Taxをしたいけど、「ICカードリーダー」を持っていない・・・そんなあなたに！

ICカードリーダー無しでe-Tax！

パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ
(マイナンバーカード読取対応)で読み取れば、
マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます！

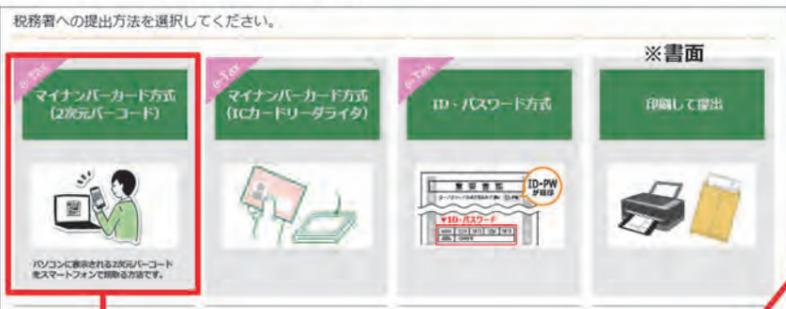
※ WindowsのMicrosoft Edge、Google Chrome、macOSのSafari、
いずれにも対応。

令和4年1月から



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」

・パソコン画面 (パソコン申告)



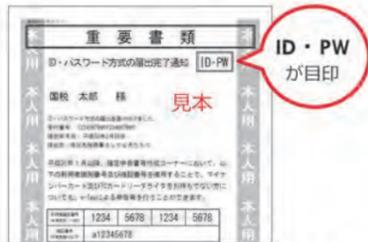
・スマートフォン画面(スマホ申告)



- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバーカード読取対応スマホ
があればe-Taxで送信できます！

★マイナンバーカード又はマイナンバーカード読取対応スマホ
をお持ちでない方は「ID・パスワード方式」又は「書面」で！

「ID・パスワード方式」を利用する
ためのIDとパスワードについては、
以下の書類をご確認ください。



※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
また、メッセージボックスの閲覧には、マイナン
バーカード等が必要です。

申告書の作成・送信 (提出)

STEP 1 国税庁ホームページの
『確定申告書等作成コーナー』にアクセス

確定申告



STEP 2 提出方法を選択

▶「マイナンバーカード方式」・「ID・パスワード方式」・「書面」のいずれかを選択

STEP 3 金額等を入力してe-Tax送信 ▶送信後は、送信 (入力) データの保存をおすすめします。

※ STEP 2で「書面」を選択した場合は、作成データを印刷の上、郵便又は信書便にて所轄の税務署
又は業務センターに送付もしくは所轄の税務署の受付に提出してください。

スマホ申告がおすすめ！

① 給与所得の源泉徴収票をスマホのカメラで自動入力！

令和4年1月から



カメラを起動して
源泉徴収票を撮影



内容を確認



読取内容が自動入力

② 見やすいスマホ専用画面の対象が拡大！

【対象所得】

- ◆ 給与所得
- ◆ 雑所得
- ◆ 一時所得
- ◆ 特定口座年間取引報告書 **NEW**
(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)
- ◆ 上場株式等の譲渡損失額 (前年繰越分) **NEW**

【各種控除等】

- ◆ すべての所得控除
- ◆ 政党等寄附金特別控除
- ◆ 災害減免額
- ◆ 外国税額控除 **NEW**
- ◆ 予定納税額
- ◆ 本年分で差し引く繰越損失額

確定申告書等作成コーナーを利用した
入力方法などを動画でもご案内しています

動画で見る確定申告



送信方法、エラー解消など作成コーナーの使い方に関するお問合せ

e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク **0570-01-5901** (全国一律市内通話料金)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除く。)

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。
上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください (通常の通話料金となります。)

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合
フリーダイヤル **0120-95-0178**

マイナンバーカードは、身分証明書や行政のオンライン手続きにも利用でき、大変便利です。



・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
・Google Chromeの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。
・Windows、Microsoft Edgeの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
・macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。

令和4年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

～電子取引に関する電子帳簿保存法は2年間の宥恕措置、「交際費課税の特例」は延長されて従来どおり～

政府は、令和3年12月24日に令和4年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた「交際費課税の特例」は延長されて従来どおりの取り扱いとなり、「電子取引に関する電子帳簿保存の義務化」の適用は、2年間の猶予期間が設けられます。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■大法人向け所得拡大税制

比較する対象が、新規雇用者給与の比較から継続雇用者給与の比較へと変更になっています。今回の改正で、従来の計算方法に戻りました。

令和3年4月から令和4年3月までに開始する事業年度は、昨年の新規雇用者給与で比較の制度、令和4年4月以降開始する事業年度が、今年の改正です。

継続雇用者給与等支給額が、前年に比べて3%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が4%以上の場合	控除率が10%加算されます。
教育訓練費の額が20%以上増加の場合	控除率が5%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の30%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■中小法人向け所得拡大税制

中小法人向けの所得拡大税制に関し、適用要件など基本的な仕組みは昨年同様ですが、上乘せの場合の最大控除率は、25%から40%へ大きく引き上げられています。

雇用者給与等支給額が、前年に比べて1.5%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が2.5%以上の場合	控除率が15%加算されます。
教育訓練費の額が10%以上増加の場合	控除率が10%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の40%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■資産の貸付を主要な事業としていない事業者が、貸付用の少額資産を取得した場合における取得価額の損金算入制度の見直し

税法上は、下記のとおり
①10万円未満の少額の減価償却資産については、全額損金として処理できる制度
②中小企業向けの少額減価償却資産で30万円未満のものについては、全額損金として処理できる制度
③一括償却資産として、20万円までの減価償却資産について、3年間で均等償却できる制度
この3つの制度がありますが、令和4年度税制改正では、

この制度について、資産の貸付けを主要な事業としていない事業者は、貸付け用の資産には利用できないこととなりました。

大綱からは開始時期が読み取れませんが、早ければ令和4年4月1日以降取得した資産から適用される可能性があります。

■隠蔽仮想行為の場合の損金不算入

隠蔽仮想行為に基づき確定申告書を提出している場合、又は確定申告書を提出していなかった場合に、確定申告書に記載しなかった費用について、下記の費用を除き損金算入できないこととなります。

- ①帳簿書類などで、売上原価の額又は費用の額等起因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合
- ②帳簿などで、売上原価の額又は費用の額等の取引の相手方が明らかである場合に、その取引が行われたことが明らかである場合又は推測される場合で、相手方に対する反面調査等により税務署長が認める額
令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税

住宅ローン減税については、令和7年12月31日までに入居した場合まで、4年間期間を延長します。ただし、控除率については1%から0.7%へと小さくなります。

一般の住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	2,000万円		10年

認定住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅			
令和4年・5年	5,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	4,500万円		

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
ZEH水準省エネ住宅			
令和4年・5年	4,500万円	0.7%	13年
令和6年・7年	3,500万円		
省エネ基準適合住宅			
令和4年・5年	4,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	3,000万円		

※ZEHとは、ネット・ゼロ・エネルギーハウスのことであり、エネルギー収支がゼロとなる住宅です。

■認定住宅等の新築等をした場合の所得税特別控除

住宅ローン減税を適用しない場合の住宅取得減税は、2年間期間が延長され令和5年12月31日取得分まで利用できると共に、従来からの認定長期優良住宅、認定低炭素住宅に加えて、ZEH水準省エネ住宅にも適用されることになりました。控除対象限度額650万円、控除率10%は改正前と同様です。

■一定の法人が受ける配当等についての源泉徴収不要制度

一定の内国法人が支払いを受ける配当等で以下のものについて、所得税を課税しないこととして、源泉徴収を行わないこととなります。

令和5年10月1日以後に支払いを受ける配当等について適用されます。

①完全子法人株式等に係る配当等
②配当等の支払の基準日に、内国法人が直接保有する他の内国法人の株式等の発行済株式の総数に占める割合が3分の1超である場合の配当等

■上場株式等の配当について大口株主の変更

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、従来は直接3%以上保有で大口株主の判定を行いました。配当を受ける個人と、(その個人を判定の基礎となる株主として選定した)同族会社を通じた保有がある場合に、合算して3%以上か否かを判定することになりました。

上場会社等が配当を行う際、株式保有割合が1%以上となる個人株主の氏名、個人番号、保有割合等を記載した報告書を、その支払の確定した日から1ヶ月以内に、所轄税務署長へ提出する必要があります。

いずれも令和5年10月1日以後の配当から適用されます。

消費税関係

■適格請求書発行事業者登録について

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができます。従来は、令和5年10月1日の属する課税期間を過ぎてしまうと、課税事業者選択をした翌事業年度からしか適格請求書発行事業者になれませんでした。機動的に適格請求書発行事業者になることが可能となります。

■国外事業者の適格請求書発行事業者の登録に関する制限

事務所及び事業所等を国内に有しない国外事業者以外の者で、納税管理人を定めなければいけないこととされている事業者が、適格請求書発行事業者の登録申請の際に納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を拒否することができることとされます。また、登録を受けている事業者が納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を取消することができることとされます。

相続税・贈与税

■住宅取得資金の贈与税の非課税制度

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税に対する非課税制度は令和5年12月31日までへと2年間延長されます。築年数要件は廃止し、受贈者の年齢要件は18歳以上に引き下げられます。非課税枠については、下記の通り500万円ずつ縮小されます。

耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,000万円
上記以外の住宅用家屋	500万円

■事業承継税制の特例計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年延長して、令和6年3月31日までとなります。

なお、特例制度の適用期限は変更がなく、令和9年12月31日までとなります。

その他

■財産債務調査制度の見直し

財産債務調査の提出範囲が広がりました。所得がない人でも財産の価額が10億円を超える人は、従来の提出義務者に加えられることとなります。

なお、提出期限は3月15日から6月末に延長されます。令和5年分の財産債務調査から適用されます。

■電子取引の電磁的記録の保存義務化の猶予措置

電子取引の取引情報の電磁的記録の保存に関し、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引について保存要件に従って保存することができなかったとしても、電子取引の記録を出力書面で保存することで運用上は認められることとなります。

令和4年1月1日から施行される電子帳簿保存法の電子取引に関する保存要件については、実務上対応が難しいとの意見が多かったことへの対応です。実務に対して、最も影響が大きい改正と思われる。

☆記事内容についてのお問合せは...

TIS税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

よりよい税制の実現をめざし、要望活動を展開

～萩生田代議士、石森市長、吉本市議会議長に支援を要請しました～

全国法人会総連合が全国75万社を数える法人会会員企業の総意として取りまとめた次年度税制改正に向けた提言事項。当法人会の清宮会長、吉野税制委員長（副会長）が萩生田光一衆議院議員、石森孝志市長、吉本孝良市議会議長に提言書を手渡し、内容実現に向け支援を要請しました。



経済産業大臣／衆議院議員 萩生田光一氏（左）



八王子市長 石森孝志氏（右）



八王子市議会議長 吉本孝良氏（右）

- ◆ 石森市長、吉本議長への要望は11月29日、提言書をお渡しする際にだけ、マスクを外して行いました。
- ◆ 萩生田代議士への要望は1月8日、感染の再拡大期にあったため、終始マスク着用にて行いました。

由井地区「ガーデニングセミナー」を開催

～正月飾りの作成に挑戦～

由井地区では、12月11日に毎年当地区恒例事業となっている「ガーデニングセミナー」を開催しました。

フェイスシールドや手指消毒など感染対策を徹底しながらでしたが、例年と同水準の26名が参加。正月飾りの作成は毎回ご参加の方から初めての方まで、講師の解説

をもとに挑戦。講師から個別の丁寧なアドバイスを聞きながら参加者は手際よく綺麗に作り上げていきました。

完成後はクジ引きで講師が作製した見本を含めた数点の花飾りをプレゼント。参加者はクジ引きに一喜一憂しながら楽しく充実したセミナーとなりました。



感染対策を行い工夫しながら作製していききました



完成した飾りは各自持ち帰りました

■ 八王子市からのお知らせ ■

人材確保にお悩みの中小企業の方へ

八王子市では、中小企業等の人材確保・定着を目的に、企業の魅力や求人情報を掲載できるwebサイトの運営や奨励金制度を実施しています。

● はちおうじ就職ナビ

主に若者を対象に、八王子市にある企業の魅力や求人情報を掲載するwebサイトです。サイト掲載費は一切かかりません。八王子市の企業として若者に知ってもらえるチャンスです。ぜひ採用活動にお役立てください。

【掲載のメリット】

- ① 求人情報が掲載できます。
- ② 写真や動画で貴社の魅力を発信できます。
- ③ 新入社員の若者は「はちおうじ若者奨励金」の対象になります。



はちおうじ就職ナビ

● はちおうじ若者奨励金

「はちおうじ就職ナビ」に掲載している中小企業等に正社員として就職した市内在住の若者（新卒3年以内）に対して奨励金（最大10万円）を交付します。申請期間は、就職した日から1年以内となっています。該当の新入社員の方がいましたら、ぜひお声かけください（期限を過ぎた場合は申請できません）。

【申込み・問い合わせ】

八王子市産業振興部産業政策課（八王子市役所6階）
TEL：042-620-7252 e-mail：b091100@city.hachioji.tokyo.jp

1時間まで無料。お気軽にどうぞ!!

法人会の法律相談



1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。
TEL：03-3357-0771（土・日・祝日を除く午前9時～午後4時）
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を告げてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで（祝日は除く）の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。（同一会員の相談は月1回に限らせていただきます。）

3. 相談内容

法律全般。（相続等会社業務以外の相談も可。）

4. 担当法律事務所

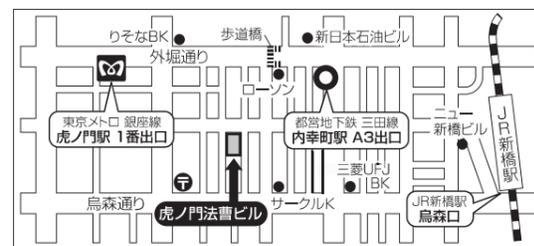
成和パートナーズ法律事務所（令和2年1月6日 羽野島法律事務所から名称変更）
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号
TEL：03-3592-0541 FAX：03-3592-0543

5. 相談場所

左記法律事務所
交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅（A3出口）徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅（1番出口）徒歩5分
JR「新橋」駅（烏森口）徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。（東京法人会連合会が負担します。）
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円（別途消費税）です。その場で実費をお支払ください。



◇ お問い合わせ先 （一社）東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771



焼肉屋 まるいみと

マルイミート株式会社

焼肉、精肉に特化した店舗として八王子で確立

代々農家として営んできた内田家は、内田伊太郎会長が内田精肉商店として1968年創業し54年。その後卸売業としてマルイミート株式会社を設立。2代目内田幸太郎社長が焼肉店を設立し2000年に北野店、2002年に石川店を開店。現在は、焼肉店の運営と、系列の焼肉IWA新宿店に精肉を卸しています。

精肉卸しの実績により、新鮮でより良い牛肉を仕入、精肉し、提供まで行うことができる強みがあります。

新鮮な生の牛タンは特におすすめ

石川店は駐車場14台を完備し、各テーブルには間仕切りもあり、家族連れなども気軽にお越し頂けます。お店の2階の自社加工場から、各店舗へ新鮮な肉を提供しています。数あるメニューのなかでも、特に牛タンがおすすめという内田社長。

「自社で精肉し、提供していますので、お手頃価格で美味しいお肉をご提供しています。当店のお勧めは牛タンです。生の牛タンをそのまま精肉し提供しますので、お客様から非常に美味しいとご評価いただいています。スープも自家製となっていますので、是非お召し上がりください。」コロナ禍で通常23時閉店のところ現在は22時で閉店しているとのこと、一日も早い通常営業を願い取材を終えました。

(※営業時間は2021年12月22日現在(取材時)のものです。)



焼肉牛皇 石川庵



牛の模型が飾られています



内田社長



新鮮なお肉をご提供します



感染予防を徹底して営業(コロナにより時短営業中)



店内はプライベートを重視した造りとなっています



店舗で精肉しています

焼肉 牛皇 石川庵
〒192-0032
八王子市石川町515-3
TEL : 042-646-3641
17 : 00 ~ 22 : 00 L.O : 21 : 30 (2021年12月22日現在)

焼肉 牛皇 北野庵
〒192-0906
八王子市北野町536-11
TEL : 042-656-0770

焼肉IWA 新宿店
〒169-0073
新宿区百人町2-8-13Fissビル2F
TEL : 070-6520-4129
(元AKB内田真由美さんが経営)



法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。

今月の笑顔



Joy and excitement
ATLaS

株式会社アトラス広告社



代表取締役社長 こんどう あつし 近藤 淳さん	営業部長付 こんどう ななこ 近藤 ななさん	サイン事業部 業務企画部長 さかた まい 坂田 舞さん
-------------------------------	------------------------------	--------------------------------------

▼今月の笑顔は、『株式会社アトラス広告社』を訪問し、代表取締役社長の近藤淳さんと、営業部長付の近藤ななさんにお話を伺いました。

▼「八王子で屋外看板やサインなどを手掛けて53期目。街中の企業名看板やスーパー、飲食店などのサインの多くを手掛けています」

「また、8年前から新規事業として『PiPit-VISION』の商品名で大型LEDビジョンの展開に取り組んでいます。これは次世代の看板であり、表現無限大に広告を放映出来ます。市内のシステム/コンテンツ業者と連合体を結成し多くの納入実績があります。現在では全国4000社の看板業者に『PiPit-VISION』を広めるべく勉強会などを通してご縁をいただいております。この活動が看板業界の発展にもつながると感じております」(近藤社長)



▼宝塚歌劇団 宙組出身の経歴をお持ちの近藤ななさんは、子供の頃からの夢で宝塚を目指したといえます。「10月から入社しました。人との関りが好きで、人助けにつながる仕事を目指していきたいです。出会ったご縁を大切に、取り組んでいきたいです」

趣味をお聞きすると、料理や韓国ドラマ、カフェ巡りなど多くの趣味をお持ちのななさん。「最近では代官山などカフェめぐりに行きますね」

▼「今後は営業として外回りで受注を取って来てもらいます。大変ですが、自分で考え行動していけるよう、これから頑張っていってまいります」(近藤社長)

▼「地元八王子の皆様のおかげで50数年、先代に引き継ぎ事業を継承させていただいています。これからは若い世代を育て、より良いサービスを提供し100年企業をめざして精進してまいります」(近藤社長)

〒193-0944 八王子市館町540番地の4
電話 : 042-661-2905
FAX : 042-661-3211
<https://atlas-ad.co.jp>



国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で効率UP!

「e-Tax」なら
国税に関する
申告や納税、
申請・届出などの
手続きがインターネット
で行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出した預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。 www.e-tax.nta.go.jp

イータックス 検索

発行者	公益社団法人 八王子法人会	会長	清宮 仁	発行日	令和4年2月5日
編集者	公益社団法人 八王子法人会	広報委員長	小林 仁	印刷	スズキ美術印刷(株)
発行所	公益社団法人 八王子法人会	東京都八王子市大横町14-2			東京都八王子市南町9-8
第46巻 第11号 通巻495号		電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566			電話(042)626-2600(代)